

指定有害物質使用地台帳に関する注意事項について

【 注意事項 】

- この台帳は、滋賀県公害防止条例第50条の4に基づき調製した台帳であり、同条例第50条に規定される「指定有害物質使用地」の情報として、県等に届けられた水質汚濁防止法、滋賀県公害防止条例等の届出書に記載された内容をもとに作成しています。
- この台帳に記載する情報については、「指定有害物質使用地」の範囲を確認するなど、条例施行に必要とする範囲以外の目的に使用できません。
- この台帳は、調製後に判明する事実によりその内容を変更したり、汚染土壤の除去が完了したと認められるなどの一定の要件に合致した場合は、消除します。
 - ・ 条例で認められる「土壌調査」が行われ、汚染の除去が完了したと認められる場合、台帳より消除します。
 - ・ 「土壌調査」が行われ、汚染のなかった場合も、台帳より消除します。
 - ・ 調製後に判明する事実により、工場等の追加、消除を行うことがあります。
- この台帳に記載される土地については、土地の形質変更時にあらかじめ「土壌調査」を実施し、その結果を知事に報告しなければなりません。（条例第50条）
この「土壌調査」により、この土地における「土壌汚染の有無」が判断されます。
- この台帳に記載されている工場等の地番は、届出書への記載住所（工場等の所在地を代表する地番）であり、土壌の調査義務に係る土地の範囲（すべての地番）を示したものではありません。
その土地の範囲については、この台帳の地図を参照してください。
- この台帳の情報に疑義がある場合は、その旨を申し出てください。
- この台帳の情報の利用にあたっては、以下の点に注意してください。
 - ・ 届出時の情報であることから、土地の地番等の現況の情報や土地の範囲の特定に必要な詳細情報については、情報の利用者において改めて確認をしてください。
 - ・ この台帳に記載される工場等の土地が、現に土壌等の汚染があるという意味で記載しているものではありません。
 - ・ 台帳に記載されている工場等の土地において、形質変更を行う場合、条例第50条の規定により、届出等の義務があるので、担当課と事前相談を行ってください。
 - ・ 土地の売買等においては、台帳に記載されている事実関係（条例第50条の対象となる土地であること）は、重要な基本情報であることから、土地所有者（あるいは土地の管理者等）にあっては、当該情報を適切に関係者へ告知するなどの対応をしてください。
（土地の形質変更を行おうとする方には、条例第50条に基づく届出の際に、形質変更を行おうとする土地の具体的な範囲（筆番）とその届出時点の土地所有者（所有権のわかる書類を添えて）を併せて示していただくことになります。）